

かのや食と農交流推進協議会開催要綱の一部を改正する要綱

かのや食と農交流推進協議会開催要綱（平成 23 年鹿屋市告示第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かのや「食」と「農」交流推進協議会開催要綱

第 1 条中「かのや食と農交流推進協議会」を「かのや「食」と「農」交流推進協議会」に改める。

第 2 条第 1 号中「かのや食と農交流推進」を「かのや「食」と「農」交流推進」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) かのや「食」と「農」交流推進計画の策定に関すること。

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 食育分野に関する有識者

第 5 条中「林務水産課」を「農政課」に改める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。